

豊臣期関東における浅野長政

はじめに

本稿は小田原合戦以後の豊臣政権と地方大名の関係に関する考察である。具体的に浅野長政の「取次」としての側面に注目して検討を加えていく。

「取次」について研究を始めたのは山本博文氏⁽¹⁾である。山本氏は「取次」を「諸大名への命令伝達を担う政権側から設定された公的な人間」として政権による領主統制を担った人間として捉えている。つまり、政権による統一が果たされる以前には互通関係であった政権と地方領主との関係を、上意下達の関係に組みかえる結節点としての役割を負った存在と捉えている。戸谷穂高氏は山本氏の立場を引継ぎ、政権の内部構造分析のために「取次」に着目し検討を加えている⁽²⁾。

これらの研究に対して地方領主による「取次」選択の事実や、あくまでも互通関係で動いていた人物の存在を指摘する批判も存在す

梯 弘 人

る。これまで「取次」の定義があいまいであり、研究者それぞれの定義に基づき「取次」が語られているため、論議の集束点を見出しにくくなっている。本稿においては浅野長政を取り上げる。その理由は上から「取次」として定められたことが明確な事例だからである。

そこで本稿で検討の対象とする戸谷氏の提起した「取次」像について確認しておきたい。戸谷氏は「取次」を三分類しており、「指南」「取次」「奏者」として概念区分し、「指南」が大きな権力を有し、秀吉の名代として統一戦後の仕置執行を任された存在であったとする。その上で「指南」と「取次」「奏者」の間には上下関係が存在していたとする。「指南」は「取次」「奏者」の上に存在し、後者の権限を上回る権力を行使しえた存在であったという。戸谷氏は「指南」は豊臣一門が務め、政権運営も豊臣一門が担う政権構想であったというかたちで取次を軸に政権の階層的内部構造を示されたのである。上から設定された「取次」に関する研究は山本氏、戸谷氏に

よって完成されたといつてよいであろう。

こうした研究状況に対し、本稿の課題は戸谷氏が提示した「取次」像に対して、具体的考察を加えることにより、さらに豊かな時代像を描くことである。すなわち、個別領主に対して特定の取次が対応する構造を、意思疎通の独占、取次同士の間並列という側面から検討しようとする。

まず、織田政権によって東国領主の統制を任じられた滝川一益の活動との比較を行い、織田政権、豊臣政権における取次のあり方の相違を跡付ける。

その上で、先行研究において提示されてきた、政権側から設定された取次となった存在に対して、地方領主側からの視点を加えて再検討を加える。

具体的には浅野長政と東国の地方領主、宇都宮氏、佐竹氏、伊達氏との関係について分析を進めていく。宇都宮氏は浅野長政の権力が貫徹した事例として取り上げる。一方、佐竹氏は浅野氏の介入を取次として設定された石田三成が排除しえた事例として取り上げる。最後に伊達氏の事例は、上から設定される取次の地位が政権内部の政治動向によって動揺をきたす事例として取り上げる。

第一章 浅野長政による取次大名の困い込み

第一節 滝川一益と東国領主との関係

浅野長政の権限を検討する前提として、まずは織田政権から地方領主統制を委任された存在である滝川一益と関東の諸領主との関係を確認する。

滝川一益は天正一〇年（一五八二）武田氏を滅ぼした後、織田信長から「東国御警固」を委任され上野国に入部した。それ以前に滝川一益は織田信長と北条氏との取次を務め、それを根拠として東国に對していた。しかし、東国の北条氏と敵対関係にあった諸領主は滝川一益ではなく、織田信長の側近を通じて直接織田信長との結びついていた。このため滝川一益は関東の全ての領主からの上申を全て把握していたわけではなく、北条氏と敵対していた領主は滝川一益の存在を飛び越して、各個に別々のルートを通じて政権中枢にながっていた状況であった。それは滝川一益が関東へ入部する前後において共通した現象であった。

例えば天正九年（一五八一）に下野国の皆川広照は、堀秀政を通じて馬を信長に献上している⁽⁴⁾。そして常陸国の真壁氏幹も滝川一益が関東に入部した後、菅谷長頼を通じて馬を献上している。堀秀政と菅谷長頼は、ともに織田信長の側近として知られる人物である。一応「東国御警固」を委任されていた滝川一益は、全ての地方領主の取次を困い込んでいたわけではない。

その上、滝川一益への関東の領主の反応も良いものではなかった。滝川一益による領主への命令が貫徹していたとは言いがたい状況であった。

例えば、皆川氏は滝川一益からの当主本人の出仕要求に対して、名代の出仕を提案した。宇都宮氏は出陣要求に対して即答を避けており、積極的な対応は見出されなかった。また佐竹氏への出陣要求も滝川一益から佐竹氏に対して誓詞を出すことによって行われる必要があった。以上のように北条氏に抵抗する北関東の領主層は、滝

川一益は積極的な協力をしたわけではなく、滝川一益の指揮権が十分に機能していたとは評価できない。

滝川一益は北条氏の取次であったため、関東入部以前には北条氏と敵対する北関東の領主層との繋がりが存在しなかった。佐竹氏の客将であった太田資正父子に対して、織田信長が滝川一益の指示に従うようにと命令している。⁽⁹⁾しかし、織田信長が直接他の諸氏と滝川一益との関係を規定した証拠は見出すことが出来ず、関東の諸氏と滝川一益の関係が政権側から設定されたとは考えにくい。

そのため、北条氏と対立していた領主層は自己の利益を求めて活動し、直接政権中枢との関係構築を志向した。一方、滝川一益もその状況を抑えることが出来なかったと評価できる。結局のところ、相対的に強い繋がりの存在した北条氏と対立した結果、支持勢力を失った滝川一益は、関東から退去せざるを得なくなった。

以上、滝川一益は中央政権から関東警固の任務を与えられて東国に入部したものの、関東の全ての領主の政権中枢との交信関係を独占できず、統制することに失敗したと位置づけることができる。滝川一益は東国の領主に対して統一的に取次を行う地位にあったとまでは評価できない。後年の浅野長政の状況とは異なっていたことを確認しておきたい。

それでは、次節から豊臣政権下における浅野長政を検討していく。

第二節 浅野長政による宇都宮氏の囲い込み

本章では下野宇都宮(宇都宮市)を本拠とした宇都宮氏と浅野長政の関係について考察していく。

宇都宮氏の当主は宇都宮国綱で、常陸の佐竹氏と婚姻関係を結んでいた。宇都宮国綱に関する研究は荒川善夫氏のものが存在する。⁽¹⁰⁾小田原合戦以前には北条氏に抵抗し、豊臣政権と繋がりを求めていたことが確認される。その際窓口となっていたのは石田三成であった。⁽¹¹⁾天正十八年(一五八二)の小田原合戦に際しては、実際に戦闘が始まる前に出陣することを佐竹氏に提案し、佐竹氏と共に豊臣方としての立場をとって北条氏に味方する勢力に対して攻撃を行っている。

そして佐竹義宣とともに石垣山(小田原市)において秀吉に出仕を遂げ、正式に豊臣大名として認知されることとなった。この出仕に際しては石田三成と増田長盛が仲介を行っている。それを示すのが次に示す史料である。

史料一 佐竹義宣・宇都宮国綱参礼次第注文⁽¹³⁾

史料内傍線・括弧は引用者によるもの。以下同じ。

「天正十八年四月下旬覚書 佐竹中務義秀臣

天正十八年四月下旬、至于小田原城、殿下様御動座、同五月廿七、義宣・国綱御参上御礼申之次第之事

自太田御陣 御使 大和田近江

義宣(佐竹義宣) 帷五十・御太刀并御馬一疋・金五十

(以下十二人省略)

義重(佐竹義重) より

石田殿へ 金二十・馬一疋

増田殿 金十

御東（佐竹義久）より

石田殿 金二・馬足

増田殿 馬一足

自宮中より

国綱（宇都宮国綱） こしろ五たい金廿・馬一疋・御太刀

（以下九人省略）

以上

本史料は佐竹氏と宇都宮氏が石垣山において秀吉に献上した品々に関するもので、佐竹氏、宇都宮氏当主と一門、また彼らに従う国衆が記されている。その中で佐竹氏前当主の佐竹義重と佐竹一門東家の人間である佐竹義久が、石田三成と増田長盛にそれぞれ金と馬を献上している。佐竹義重・義久の両人は、それ以前より豊臣政権と直接連絡を取っていた人間であり、今回の個別の献上品は従来の石田・増田両氏との関係に基づくものであったといえよう。ただし本史料は佐竹氏関係者が作成したものと考えられ、宇都宮氏の人間が直接石田三成、増田長盛に贈答を行ったかどうかは判明しない。

さて、小田原合戦の戦後処理に関して、宇都宮氏に対する仕置の実行を任されたのが誰なのかは不明である。秀吉自身が宇都宮に滞在して仕置の命令を下しているためである。但し増田長盛は秀吉の会津への道中に関する差配を行い、秀吉の会津行きに同行せず、宇都宮に残留して、喜連川氏（小弓公方）や里見氏の仕置に関する事務を扱っている。増田長盛が当該地域の仕置について特別の任を負

っていた可能性が高い。⁽¹⁶⁾
その後朝鮮出兵の際に、宇都宮国綱は増田長盛の指揮下で行動したことが確認できる。

史料二 豊臣秀吉朱印状⁽¹⁷⁾

覚

もくそ城とりまき候衆

（中略）

釜山浦ニ在之普請衆

一四九百人

浅野弾正少弼

浅野左京大夫

羽柴伊達侍従

羽柴岐阜侍従衆

一六千人

増田右衛門尉

一千人

増田右衛門尉一手

一三百人

宇都宮弥三郎

増田右衛門尉一手

一百五拾人

羽柴安房侍従（里見義康）

増田右衛門尉一手

一貳百廿人

那須太郎（那須資景）

合老万式千六百人

成田下総守（成田氏長）

右浅野弾正、増田右衛門尉釜山浦ニ在之而、城普請可申付候、

（後略）

本史料は文禄二年（一五九四）三月十日付で朝鮮のもくそ城（晋州城）（慶尚南道晋州市）を攻略する為に作成された軍勢の配置計画書である。明との講和交渉を進めていた豊臣軍は、少しでも状況を有利にし、自軍の士気を高めるために晋州城の攻撃を行った。本史料にはその豊臣軍の編成が記されている。ところが実際にこの編成が適用されたわけではなく、同じく「もくそ城取巻人数之事」と記された別の史料⁽¹⁸⁾が存在し、そちらの編成によって城攻めが実行されている⁽¹⁹⁾。

本史料から導き出されることは、宇都宮氏をはじめとして里見氏、那須氏、成田氏が「増田右衛門尉一手」として増田長盛の指揮下に編成され、釜山浦の城普請工事に動員される計画であったということである。政権が、徳川家康と佐竹義宣を除いた関東の中小領主を統一的に増田長盛の指揮下において編成しようとした意図がうかがえる。佐竹氏が除かれた理由が石田三成が佐竹氏の取次であった為だとすると、軍事指揮者が取次と一致していたと考えることができる。

また、実際の編成においても増田長盛は「千六百人」を率いて釜山浦に配置されている。これは計画段階を記す本史料で増田長盛が率いる軍勢と、「増田右衛門尉一手」の軍勢をあわせただ数字の合計に近いので、実際の行動において計画通りに宇都宮氏をはじめとした諸氏は、増田長盛の指揮下にあったと考えてよいであろう⁽²⁰⁾。

本史料によって、宇都宮国綱は従来の取次の関係に基づき軍事行動の際にも、増田長盛の影響下にあったと位置づけることが出来る。

注意すべきは、本史料が晋州城攻撃に際して作成された一時的な計画であるという点である。彼らの関係は恒常的なものであったとまで言い切れるものではなく、増田長盛が軍事指揮をふくむ政権からの上意下達を、恒常的に担った取次であったかどうかまでは不明である。その宇都宮氏と増田長盛の関係も政権中枢の政策によって上から変更された。

史料三 豊臣秀吉領地判物⁽²¹⁾

甲斐国之事、令扶助之諺、全可領知候、但此内壱方石、為御蔵入、
令執沙汰、可運上候、并羽柴大崎侍従（伊達政宗）、南部大膳
大夫（南部信直）、宇都宮弥三郎、那須太郎、同那須衆、成田
下総守事、為与力被仰付候之条、成其意、可取次候也、

文禄式

十一月廿日

（秀吉花押）

浅野弾正少弼（浅野長政）とのへ
浅野左京大夫（浅野幸長）とのへ

本史料は文禄二年に浅野長政・幸長親子にあてて出されたものである。内容は浅野親子に甲斐国を宛行い、伊達氏、南部氏、宇都宮氏、那須氏、那須衆（那須地方の小領主層）、成田氏を「与力」として編成し、これらの領主たちの「取次」を行うよう命令を下したものである。文禄二年の十一月時点において、朝鮮半島では一時的な講和が成立し、具体的な軍事作戦が計画されている状況下ではない。つまり軍事作戦という臨時的な状況下における編成ではなく、ある

程度恒常的な関係として「与力」の編成が行われたと考えられる。甲斐国の領有と抱き合わせの命令であるところから、徳川家康対策であると考えられ、いざ徳川氏との合戦になったら、浅野長政が彼らを軍事指揮下において、戦闘が行われるという想定でのものだろう。

この浅野長政の「与力」編成と「取次」の任命という事象は、増田長盛の段階からの発展をみることができる。編成される領主の中に下野の領主に加えて伊達氏、南部氏が増えられた。その上、軍事指揮権のみではなく、地方領主の豊臣大名化の推進と、それぞれの領国への介入・領主への統制に関する権限を持つことになった。浅野長政に対して上から権限を設定したことは、豊臣政権の地方統制を考える上で、その意義は大きいと評価できよう。

さて、宇都宮氏と浅野長政の関係として注目すべきは、宇都宮領検地実行に浅野長政が関与している点である。文禄四年(一五九六)、文禄五年(一五九七)に作成された検地帳に浅野氏の関与が確認できる。恒常的な関係で、なおかつ地方領主の豊臣大名化を進めているところから、浅野長政は宇都宮国綱の取次であったと評価できよう。

浅野長政による宇都宮氏に対する関与の中で最も重要なものは、慶長二年(一五九七)におきた「宇都宮崩れ」と呼ばれる宇都宮氏改易事件である。宇都宮氏改易の理由はそれを明確に示す一次史料が存在しないため、明らかにできないが、浅野長政の検地によって以前の検地の過少申告が発覚したためであるとか、宇都宮氏の後継として浅野長政の子息を養子とすることに、宇都宮国綱が反対した

ためであるなどと言われている。改易された宇都宮国綱は岡山に蟄居することとなった。その頃に作成されたのが史料四である。

史料四 宇都宮国綱書状⁽²⁴⁾

返々、早々為脚力承候、忝候、宇都宮之様子何と候哉、一切不相聞候、以上、

来札披見、忝候、仍不斗様子を以身上相果候、天道浅間敷存迄候、然者、西国備前岡山へ可罷下由御詫候間、即罷下、岡山近辺号鷹辺山家ニ指入居候、増右(増田長盛)・石治(石田三成)内存少も不相替懇切候間、其邊迄候、其方事何様ニも関東中堪忍候様、尤候、当国へ被打越事、遠境と云、爰元堪忍無調之儀と云、必此方へ之儀叶間敷候、其元取乱之様、令推量、扱々痛間敷候由存候、尤身之手前之儀可有推量候、巨細追々可申遣候、恐々謹言、
(慶長二年)

霜月九日

国綱(花押)

「七郎殿(結城朝綱)」

国綱(見返シ奥切封ウハ書)

本史料は「身上相果」という表現などから「宇都宮崩れ」直後に作成された史料であると考えられ、宇都宮国綱が弟である結城朝勝に近況を伝えたものである。宇都宮国綱は、突然改易された事は天道によるものであったとしても、あまりになげかわしいものだと記し、配流先の岡山にいることを伝えている。また増田長盛と石田三成はこれまでと変わらず懇切にしてくれるので、彼等を頼みとして

いることを伝え、最後に手元不如意の状況を述べ、結城朝勝に岡山訪問を思いとどまって、関東にいるようにと述べている。

宇都宮氏への改易について「不斗様子を以身上相果」と宇都宮国綱は意識している。豊臣政権中枢における宇都宮氏の改易政策の立案と上申と、それが決定される過程そのものを宇都宮国綱は政権側から知らされていなかったことが推察される。宇都宮氏の身上に関する動きについて、本人に宣告されていないという状況である。

また、宇都宮氏と政権の繋がりを示す上で着目されるのは、宇都宮国綱が「与力」として付属した浅野長政ではなく、かつて取次関係が存在した石田三成・増田長盛を頼りにして地位の回復を期待している事実である。改易を主導したのが浅野長政と考えられるので、彼を頼るといえるのは無理がある。また地方領主が様々なルートを通じて政権中枢に結びつき、身上保障を確実なものにしようとしてきた事例は既に周知のものである。石田三成を頼ったのは宇都宮国綱の妻の実家である、佐竹氏の取次であった関係からであろう。また、後述するように佐竹氏も「宇都宮崩れ」に巻き込まれるので、石田三成が関与する可能性が存在した。ここで大切なのは浅野長政と増田長盛や石田三成との関係性である。

宇都宮国綱は増田長盛や石田三成を頼り再起を期し、いわゆる慶長の役に際して渡海しているが、結局再興はならなかった。この事実は浅野長政が増田長盛や石田三成の運動を阻止することができたことをあらわすであろう。秀吉の朱印状により政権から設定された取次であった浅野長政は、宇都宮氏の身上に関する他の者を介した上申を排除する権力を持っていたのである。

本章では「宇都宮崩れ」に巻き込まれた佐竹氏と石田三成の関係から、浅野長政の位置づけと「指南」と「取次」の関係を考える。

第二章 浅野長政による困い込みの限界

第一節 浅野長政と佐竹氏の関係

本節では常陸の佐竹氏と浅野長政の関係を考察していく。佐竹氏の豊臣期の当主は佐竹義宣であり、宇都宮国綱とはいって同土である。小田原合戦以前には北関東の領主層を糾合し、北条氏に対抗していた。⁽²⁶⁾当時の佐竹氏の本拠地は、太田（常陸太田市）であった。小田原合戦に際しては、宇都宮国綱とともに石田三成・増田長盛の取り成しによって秀吉に出仕を遂げた。

豊臣大名としてあゆみをはじめた佐竹氏は、常陸国南部に勢力を持っていた国人領主を一掃し、本拠地を水戸（水戸市）に移すなど、豊臣政権の権力を背景として佐竹領国となった常陸国内において佐竹氏への集権化を図っていた。その直接の原動力になったのは、従来指摘のあった、石田三成との深い関係であったといえよう。

そして「宇都宮崩れ」における佐竹義宣と石田三成の関係を示す史料が次のものである。

史料五 佐竹義宣書状⁽²⁷⁾写

猶々、宇都宮闕所ニ付而、宮之荷物一駄も我等分國中へ相透申候ハ、可為曲事由、かたく治部少輔を以被仰付候間、半途よりも太田の留守居へ被仰越、宮之荷物一たんもとをし不申様ニ可被仰付候事、肝要ニ候、境目へハ涯分申付候、以上、

急度以早飛脚申入候、宇都宮殿御不奉公有之ニ付而、闕所ニ被仰付候、千本・伊王野、是も闕所ニ被仰付候、就之我等身上なとへも、上様より仰出之儀も御座候、治少被入御念被仰分候間、身上相続候て満足仕候、むさといたしたる義をも申唱候共、御本ニ有間敷候、次御手前御上洛之事、達候者、治部少輔殿直御断ニ候、神も偽無之候、一刻も早速御稼、御登尤候、宇都宮へ浅野彈正方為御檢使被罷下候、路地中ニ而はるかに御よけ被成、御手前御上洛之儀を彈正方不被存候様ニ御透候へと、治少御内儀にて候、何も少之儀も上様御耳へ此中猶以申候間、遙に無御登候間、一刻も早速御登可然之由被仰事にて候、尚御登之上可得御意候間、不宣候、恐々謹言、

(慶長一年)

次郎

十月七日

義宣(花押)

御北城(佐竹義重) 人々御中

本史料は佐竹義宣から父である佐竹義重に送られた書状である。内容は「宇都宮崩れ」に関わるものである。まず宇都宮氏、那須衆の千本・伊王野氏に対して、秀吉から改易命令が出たことが述べられている。宇都宮氏の改易理由は「御不奉公」としており、具体的な理由までは判明しない。

続いて佐竹氏へも改易命令が下ったものの、石田三成の取り成しによって、佐竹氏の存続が認められたことが述べられている。取次であった石田三成が佐竹氏のために動き、それによって佐竹氏の身上保障が為されたことを確認できる。

更に、石田三成から佐竹義宣への「内儀」として以下のことが伝えられている。佐竹義重の一刻も早い上洛が必要であるが、宇都宮領への檢使として浅野長政の關係者が向かうので、浅野方に佐竹義重の行動が悟られないように、気をつけて上洛するようにということであった。また追而書では、宇都宮領からの荷物を佐竹領に通さないようにと石田三成を通じて命令があったので、佐竹義宣が国境に命令を下したということが記されている。

以上の内容から「宇都宮崩れ」を主導したのは、浅野長政であったと考えて良いであろう。また、佐竹義重の上洛が浅野方に知られてはまずい事態に発展する可能性を秘めていたことも推測できる。例えば、佐竹義重の活動を謀反の動きとして捉えられ、浅野方の介入を許してしまうとか、佐竹義重の上洛が妨害され、佐竹氏による弁明・上申が不可能とされるような事態を想定するのは不可能ではあるまい。いずれにせよ、浅野氏との緊張關係にあったことが窺われる。宇都宮領の処分は政權の意思として決定しており、それに沿った形で石田三成の指示傳達である。本史料中における石田三成の佐竹氏への関与は、「御内儀」として内々の指示・指導という形であったこともそれを裏付けよう。そして石田三成は佐竹氏への改易処分を事前に阻止するという形で動いたわけではなく、佐竹義宣も秀吉の命令が一旦下ったと認識している。浅野長政の発言力が強かったことを示しているよう。

一方で、一旦下された決定を覆すという形で、石田三成による取り成しが成功している点も見逃せない。浅野長政と石田三成が完全に上下關係のみで編成されていたならば、石田三成は浅野長政の動

向を制約することができずに、佐竹氏も宇都宮氏ともども改易されていたであろう。つまり、石田三成が佐竹氏の取次であり、佐竹氏からの下意上達に関する権限において、指揮を受けることはなかったと見てよいだろう。そのため、石田三成は佐竹氏へ下された命令を撤回させ、佐竹氏の存続が認められたと考えられる。佐竹氏の取次ではなかった浅野長政に対して介入する隙を与えなければ、むやみに佐竹氏が取り潰されることはなかったということがいえよう。

以上の状況から、「宇都宮崩れ」を巡る状況における石田三成と浅野長政の関係を考察していきたい。

浅野長政は宇都宮氏、佐竹氏への改易処分を主導し、宇都宮領接収にも関与していた。改易命令が下された宇都宮氏は浅野長政の「与力」であり、その上「取次」を受ける立場にあった。一方で、佐竹氏は浅野長政との関係は確認できず、石田三成との強いつながりが存在した。

その石田三成は「宇都宮崩れ」に際して、浅野長政の主導する状況の下で活動することとなった。その中で取次関係にあった佐竹氏の取り成しを行い、佐竹氏に対する改易命令は撤回され、佐竹氏の存続が果たされた。しかし、佐竹義重の上洛が浅野方に知られたり、宇都宮領接収の検使である浅野氏関係者に見つかったりする危険性について、気を配らなくてはいけなかった。その上、宇都宮領の荷物も佐竹領に流入しないように警戒する必要もあった。佐竹氏への改易命令が撤回されたとはいえ、浅野長政に隙を見せないようにする必要があった。取次であった石田三成の行動が、そのまま政権の意志として反映されたというわけではなかったことが分かる。

ただし、佐竹氏へ「内儀」を伝え、行動に気をつけていけば浅野長政であっても容易に付け入ることができなかったといえよう。浅野長政は石田三成の上申を阻止する地位にはなかったが、佐竹氏に対する秀吉の意向を左右する力を持っていた。

「宇都宮崩れ」を巡る状況においては、浅野長政に大きな権限や主導性が認められる。つまり、浅野長政は政権の意志決定に関与しうる立場にあったと言えよう。ところが、佐竹氏への改易命令は石田三成を介する上申によって撤回されてしまった。すなわち、「取次」という視点から見れば浅野長政と石田三成の関係は単純な上下階層関係ではなく、「並列」と考えたほうが妥当ではないだろうか。石田三成と佐竹氏との取次関係に対して、浅野長政は外部にあった存在だったと考えられる。つまり、政権の内部において取次と地方領主の関係を解消するためには、秀吉の意思によらねばならなかったと考えられるであろう。「上から」設定された取次であれば、秀吉による解任がなければ、各地方領主と独占的に関係を持つことができたと位置づけることができるだろう。

結局浅野長政は、佐竹氏への改易命令を貫徹させることはできなかった。それは石田三成が佐竹氏の取次だったためであった。浅野長政は秀吉の意志決定に大きな影響力を有していたが、石田三成による佐竹氏の意志を上申する行動を阻止できるような関係は持っていなかった。そこに浅野長政の限界があったと評価することができる。

また一方の佐竹氏は、従来関係を持っていた石田三成を頼り「内儀」の指導まで受けることによって存続を果たした。その取次であ

った石田三成は、政権の意志決定に直接参与し、改易命令を事前に阻止することはできなかったが、改易命令を撤回させることに成功した。石田三成による佐竹氏の囲い込みが奏功したと位置づけることができるだろう。こうした関係が、後年関ヶ原合戦時に佐竹義宣が西軍よりの動きをする理由の一つになったと推測できる。それでは次に、伊達政宗と浅野長政の関係を検討し、さらに浅野長政の位置づけを探る。

第二節 浅野長政と伊達政宗の関係

伊達氏は陸奥国米沢（米沢市）を本拠として活動した大名であり、豊臣期の当主は伊達政宗であった。伊達政宗は南奥州の覇権を巡って、周辺の領主と抗争を繰り返していた。そのような伊達氏に対して、豊臣政権からは早くから接触があり、様々な人物から政権への服属を促されていた。⁽²⁸⁾結局伊達政宗は、小田原合戦の最中に石垣山の秀吉本営に出頭し、政権へ服属をした。その際にそれまで服属を促していた前田利家と浅野長政が「指南」として付けられることになった。

史料六 伊達政宗書状⁽²⁹⁾

昨日五日、当陳（陣）へ参着候、各中途迄迎ニ被打出候キ、先以仕合能様ニ候、扱々彼一儀、関白ヨリも不仰出、尤不申出候、可為如何候哉、菟角々、当方族大分ニ上へ年来相聞、殊此口ニ而も、下々其取沙汰之由候条、自然彼一義相違難計候、併浅弾（浅野長政）・利家（前田利家）・鉢形表ニ在陳候ヲ、從関白様昨

日迎ヲ御越、此陣へ被招、指南ヲ可被仰付之由候、然時者、万々仕合共、可能款与存候、何より其表静謐之由、千言万句ニ候、殊更於駒峯ニ得大利候由、大悦此事ニ候、事々期後音、不具候、恐々謹言、

（大正十八年・一五九〇）

六ノ六日 政宗（花押）

白石（白石宗実）

本史料は伊達政宗が家臣である白石宗実へ宛てた書状である。まづ六月五日に小田原に到着したことを述べ、「指南」に関することを記したあと、最後に伊達領の状況を確認している。

さて、傍線部において、伊達政宗に浅野長政と前田利家が「指南」として付けられたことが述べられる。この二人はそれまで北条氏の鉢形城攻撃に出兵していたが、わざわざ秀吉から小田原まで呼び戻されている。それほどまでに豊臣政権にとって伊達氏対策が重要であったことがわかる。この「指南」任命以降、浅野長政は伊達政宗への関与を深めていくこととなる。

さて、小田原合戦以後の奥羽仕置において、伊達氏は自分仕置を許され、直接政権からの介入はなされなかった。しかし、葛西・大崎一揆と九戸の乱などへの伊達氏の軍事動員が行われた。また、上方の軍勢が仕置を行う中での自分仕置であり、政権からの強力な影響下で行われたものであった。

また、朝鮮出兵の際には浅野長政と行動をとりにした。前掲史料二では浅野長政の下で釜山浦の城普請を行う計画が存在し、実際の

晋州城攻撃には浅野長政指揮下において城攻めに加わっている。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾

前章において確認した増田長盛は、下野の諸領主を軍事指揮下においていたが、浅野長政は伊達氏の取次であり、なおかつ伊達氏に対する軍事指揮権を持っていたと評価できる。地方領主への政権からの関与が深化していることを表すと同時に、伊達氏への配慮を表しているとの評価することができよう。

そして改めて前掲史料三において伊達政宗は浅野長政の「与力」として編成され、「取次」を受けることとなった。秀吉の朱印状によつて上から浅野長政による伊達政宗に対する関与が強化されていることが判明する。

しかし、伊達政宗は浅野長政に対して、いわゆる「絶縁状」を作成している。

史料七 伊達政宗書状案⁽³²⁾

内々如此之存分、とくにも雖可申入候、貴殿御事上様御言葉も
 かからず、御息左京殿も御折檻之内此儀申出候者、御両人御前
 悪候ニ付何をかなと存申様ニ、人々取沙汰如何敷存延引仕候処、
 目出度、貴殿御仕合もよく、近日御出頭、剩左京殿御身上相済
 候条、我等今日迄御首尾相届、これまでと存、年来申披候、誰
 人をも頼入、口上にて具申度候得共、頼申かた、自然会釈も候
 てハ、無其曲存、一々以書付、如此申事候、

一、一兩年以前、我等知行、故なく、上意江進上可申由、御異
 見候間、貴殿御事ハ御指南と申、万事頼入候条、何様之事なり
 と、御異見不可相背候へ共、上意御重恩共、数度かうむり一代

之内、是非共御奉公と存詰候ても、知行を指上、かちはたしの
 躰にてハ何と存候ても、御奉公弥々とき申ましく候、され共
 知行指上可申しわれ候へハ、不及是非候処ニ、何を以、其御知
 行進上可申候哉と申候へ共、しきり二種々被仰候間、あまりニ
 不審ニ存、扱者、上様御内証も候哉と、分別仕、さやうニ取詰
 仰候うへハ、兎も角もと申候処、さらは、其存分ニ折紙仕候へ
 と承候間、何とて我等心中より不審存事をかき可申候や、と申
 候へ共、貴殿御異見合点申候うへハ、是非共と無理にかかせ御
 とり、いまに無御返、其文御てまへに被留置候、右之儀、聚衆
 にて、金吾殿（小早川秀秋）江御成之時、不図御披露之由承候、
 雖然、上様忝以御塩味、身上無異儀候つる事、

（中略）

惣別小田原以来、何事にても、貴殿御取合仰候事、覚不申候、
 さやうニ候とて、惣別知行など可申請と頼入候事無之候キ、無
 故人々のささへ、讒言さへ、一途不被仰分、唯々、上意御重恩
 迄を以、我等身上相統候、如此之儀申候とて、拙者身上にて引
 きたち、御恨可申にも無之候、自今以後者、貴殿へ参事も、又
 申入事も、一切可相止候、尤御指南頼入間布候、御尋も候ハハ、
 右之条々、上意迄も披露仕へく候、恐々謹言、

〔文禄五年、一五九七〕 羽柴越前守

八月十四日

政宗判

浅野彈正少弼殿（浅野長政）

人々御中

本史料は、伊達政宗の「絶縁状」と呼ばれる長文の史料で、浅野長政に宛てて伊達氏の不満を述べたものである。「案」であるので直接浅野氏方に届けられたものか分からないが、伊達氏という地方領主からみた取次浅野長政を示すものと位置づけてよいであろう。内容としては所領進上を申し出る文書の問題、朝鮮出兵時における浅野長政による指導と兵糧に関する問題、秀次事件における伊達氏身上取り成しの問題、伊達氏と不仲であった蒲生氏・木村氏へ浅野氏が肩入れしている問題などについて伊達氏的不满を述べ立てているものである。

なかでも、伊達政宗方の主張ではあるが、本文第一条には浅野長政によって、伊達政宗が所領の進上を申し出た文書を書かされたことが記される。また伝聞ではあるものの、その文書を浅野長政が秀吉に披露したということも記されている。秀吉の判断によって身上の存続が果たされたものの、伊達氏にも改易の危機が存在した可能性もあったことが分かる。浅野長政の強い関与が窺われるものである。

そうした浅野氏の統制に対して、伊達政宗は浅野長政に対して絶縁状を送り「貴殿へ参事」も「申入事」も行わず、関係を断つことを宣言している。

本史料に対する評価であるが、田中誠二氏はこの史料を基に、地方領主の側が取次を選択するという評価を導き出している。⁽³⁴⁾一方で、戸谷氏は政権中枢の状況の変化に原因を求め、浅野長政が秀次事件で失脚したためであると理解している。⁽³⁵⁾つまり上の状況の変化が地方領主の自由行動を許したと見ている。

浅野長政と伊達政宗が上が設定した取次と地方領主との関係であったことを考えると、下から一方的に関係を解消できたと評価するのは難しいだろう。

浅野長政の失脚には背景として、蒲生氏郷死去による蒲生氏遺領問題と、それに続く秀次事件が関係していることが出来る。蒲生秀行による蒲生氏郷遺領継承には徳川家康や前田利家が関与しており、地方の有力大名の発言力が大きくなっている状況であった。更に秀次事件の際に浅野長政は、蒲生氏領の引渡しのため、蒲生秀行に同行して会津に滞在しており、上方には不在であった。浅野長政の政治的発言力が封じられた状況下での失脚であった。特に浅野長政が狙われた可能性もあろう。

政権にとって伊達政宗の処遇はながしろにできる問題ではなかった。そのため失脚した浅野長政に代わり、石田三成の関与が確認できる。⁽³⁶⁾政権内部の権力闘争により取次が変更されたとみるのが妥当であろう。

したがって、浅野長政と伊達政宗の関係解消は、上の状況変化によってもたらされたものであったと考えられる。上から設定された取次と地方領主の関係は、上の状況の変化によって解消されたのである。

おわりに

本稿ではこれまで浅野長政と地方領主との関係を巡って考察を行ってきた。従来では政権側から設定された取次の機能と権限について考察が行われてきたが、本稿で明らかになったことを確認する。

織田政権下において滝川一益は、地方領主の政権中枢への接近に對して全てを把握していたのではなく、彼に上申が集中された形跡は見られなかった。地方領主は各自個別に織田信長の側近を頼って政権と関係を取り結んでおり、滝川一益が地方領主と織田信長との交信を独占的に困い込んだ状況は確認されない。

一方で、豊臣政権下においては、浅野長政による地方領主に対する困い込みが、上から設定された取次関係にもとづき実現していたことを確認することができる。

その事例として宇都宮国綱の事例を考察した。宇都宮国綱は取次であった浅野長政によって改易された後、石田三成や増田長盛を頼って再興を期した。しかし、本来浅野長政が取次であったために宇都宮氏の復活はならなかった。浅野長政による宇都宮氏の困い込みが貫徹したことが確認できる。

次に検討したのは佐竹義宣の事例である。佐竹義宣は浅野長政によって改易の危機にあった。浅野長政は佐竹氏の取次ではなく、浅野長政による佐竹氏への介入であったと評価できる。しかし、佐竹氏は本来の取次であった石田三成を頼るにより存続を果たした。その裏には石田三成による指導があり、浅野長政に対して隙を与えないようにする必要があった。

これらのことから、浅野長政の権力は大きいものであったが、既に石田三成などと関係を持っている地方領主に対しては、無条件に介入できるものではなかったと考えられる。つまり浅野長政は石田三成に対し、取次を行うこと自体に何ら統制を行うことができなかった。浅野長政と石田三成を上下関係で評価することは出来ない。

両者ともに地方領主と秀吉との交信を独占している。そのため、列島の統一と戦後処理が終わった段階においては、各領主に対する取次としての立場については、浅野長政と石田三成は並列関係であったと評価するのが妥当ではないだろうか。

最後に検討したのは伊達政宗の事例である。浅野長政は伊達政宗の取次を命じられるとともに、「与力」として軍事的に編成する立場にあった。増田長盛も朝鮮出兵時には下野の領主に対して軍事指揮権を与えられていたことが確認される。浅野長政は増田長盛に対して、更に強い権限を持っていたと評価することができる。

しかし、浅野長政が蒲生氏遺領問題や秀次事件によって失脚すると、伊達政宗の取次としての立場も失うこととなった。伊達政宗から「絶縁状」という形で現れるが、それは浅野長政に代わって、石田三成が伊達政宗に関与することになったためであった。浅野長政による伊達政宗の困い込みは、政権内部の政変によって解消されたのである。こうした状況は外様大名を政権中枢から排除した徳川政権には存在しない意志決定プロセスであった。

以上、豊臣政権によって設定された取次による地方領主の困い込みの状況が明らかになった。各個別領主に対する困い込みは排他的に存在したが、それぞれの困い込みに対する介入や政変による取次の交代などが確認された。このように豊臣期の取次は安定した立場ではなく、不断に地方領主への困い込みを深化させ、他の取次を務める存在と競合して存在していたと評価できる。

注

- (1) 山本博文「豊臣政権の『取次』の特質」、同「豊臣政権の『指南』について」(『幕藩制の成立と近世の国制』、校倉書房、一九九〇、初出はそれぞれ、一九八四、一九八九)。
- (2) 戸谷穂高「豊臣政権の取次―天正年間対西国政策を対象として―」(『戦国史研究』四九、戦国史研究会、二〇〇五)、「天正・文禄期の豊臣政権における浅野長吉」(『遙かなる中世』二一、二〇〇六)。
- (3) 滝川一益の位置づけに関しては、拙稿「滝川一益の行動と関東の領主層の対応」(『小田原地方史研究』二五、二〇一〇)を参照されたい。
- (4) (天正九年)十月廿九日付堀秀政書状(『皆川文書』、『栃木県史』史料編中世一、一〇二号)。
- (5) (天正十年)四月三日付真壁氏幹書状草案(『真壁文書』、『真壁町史料』中世編一、八六号)、(天正十年)卯月三日付原重正書状(『真壁文書』、同前八七号)。
- (6) (天正十年)四月五日付滝川一益書状(『皆川文書』、『栃木県史』史料編中世一、一〇三号)、(天正十年)四月五日付滝川一益書状(『皆川文書』同前一〇四号)。
- (7) (天正十年)卯月四日付宇都宮国綱書状写(『小田部庄右衛門氏所蔵文書』、『栃木県史』史料編、中世一、八七号)。
- (8) (天正十年)六月廿日付天徳寺宝符書状写(『佐竹文書』、『栃木県史』史料編、中世三、九号)。
- (9) (天正十年)四月八日付織田信長朱印状(『太田文書』、『埼玉県史』資料編六、中世一、一一三三号)。
- (10) 荒川善夫「国綱の時代―地域権力から豊臣大名へ―」(『戦国期北関東の地域権力』、岩田書院、一九九七)。
- (11) (天正十七年)三月十一日付石田三成書状写(『宇都宮氏家蔵文書下』、『小田原市史』史料編、原始古代中世下、七三三三号)。
- (12) (天正十八年)正月三日付芳賀高継書状写(『佐竹文書』、『神奈川県史』史料編三、古代中世三下、九五七九号)、(同年)正月三日付宇都宮国綱書状写(『佐竹文書』同前九五八〇号)。
- (13) 『佐竹文書』(『真壁町史料』中世編Ⅲ)。
- (14) (天正十八年)七月六日付増田長盛書状写(『秋田藩家蔵文書十』、『茨城県史料』中世Ⅳ、一六四号)。
- (15) (天正十八年)八月廿二日付山中長俊書状(『喜連川文書』、『栃木県史』史料編、中世二、七三三三号)。
- (16) 増田長盛の取次としての活動については斎藤司「豊臣期関東における増田長盛の動向」(『関東近世史研究』二七、一九八四)を参照されたい。
- (17) 『浅野家文書』(『大日本古文書』家わけ第二、二六三三号)。
- (18) 文禄二年五月二十日付豊臣秀吉朱印状案(『島津家文書』二一、『大日本古文書』家わけ第十六、九五五号)。
- (19) 井原今朝男「上杉景勝の朝鮮出兵と熊川倭城」(『長野県立歴史館研究紀要』三、一九九七)。
- (20) 但し「大和田重清日記」(『日本史研究』四四、一九五九)によれば、文禄二年四月十九日に宇都宮国綱は佐竹氏の陣所の茶会に出席している。結局のところ、増田長盛の指揮下から外れたのか、増田長盛に従い渡海したのか不明である。しかし、「大和田重清日記」(同前)において宇都宮国綱渡海記事は管見にない。また同年七月九日にも名護屋に滞在していることが確認される(同前)。あくまでも前掲註(21)史料も「計画」であった可能性もあろう。
- (21) 『浅野家文書』(『大日本古文書』家わけ第二、三三二二号)。
- (22) 大谷村検地帳(『阿久津哲大家文書』、『高根沢町史料編』Ⅱ近世)ほか。前掲註(10)荒川氏論文参考。
- (23) 「宇都宮崩れ」に関する先行研究として市村高男「近世成立期と動く社会の動向―結城朝勝の動向を中心として―」(『栃木県史研究』二四、一九八三)が存在する。

- (24) 「真崎文書」〔栃木県史〕史料編 中世三、一号。
- (25) 「宇都宮高麗帰陣軍物語」〔宇都宮市史別巻 年表・補遺〕。
- (26) 天正十七年（一五八九）までの当主は佐竹義宣の父、佐竹義重であった。
- (27) 「佐竹文書」〔栃木県史〕史料編 中世三、十一号。
- (28) 伊達氏に対する服属の交渉に関しては山田邦明「殿下の御意―和久宗是より伊達政宗への通信―」〔戦国のコミュニケーション〕吉川弘文館、二〇〇一に詳しい。また本書においてもいわゆる「手筋」同士の緊張関係が描かれている。
- (29) 〔天正十八年〕伊達政宗書状〔登米懐古館所蔵登米伊達家文書〕『仙台市史』資料編十、伊達政宗文書一、六九七号。
- (30) 前掲註〔21〕史料。
- (31) 註〔33〕史料。
- (32) 〔文禄五年〕八月十四日付伊達政宗書状案〔天理図書館所蔵伊達家文書〕『仙台市史』資料編十一、伊達政宗文書二、一〇二九号。
- (33) この文書として考えられる史料として〔文禄二年カ〕十月四日付伊達政宗書状〔浅野家文書〕が存在する。
- (34) 田中誠二「藩からみた近世初期の幕藩関係」〔日本史研究〕三五六、一九九一。
- (35) 前掲註〔2〕戸谷氏二〇〇六年論文。
- (36) 〔慶長三年〕七月朔日付伊達政宗書状写〔諸家所蔵文書写二〕『仙台市史』資料編十一、伊達政宗文書二、一〇三九号。
- (37) 小林清治氏は更に踏み込んで、石田三成が伊達政宗に史料七を書かせたと見ている。〔豊臣政権と政宗〕『伊達政宗の研究』吉川弘文館、二〇〇八初出、二〇〇一、二〇〇五。